

1 鶴岡市の概要

(1) 地 勢

鶴岡市は山形県の西部、庄内平野の南部に位置し、出羽三山、朝日連峰の山々と日本海の海岸線に囲まれ、日本有数の穀倉地帯である豊かな農地、田園が広がっており、その中を赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が扇状をなし日本海にそそいでいます。

市の区域は東西 43.1 km、南北 56.4km に及び、総面積 1,311.53 ㎢で、総面積では東北第一位になっています。

(2) 沿 革

元和 8 年（1622 年）徳川譜代大名である酒井忠勝が、庄内 13 万 8 千石の大名として鶴ヶ岡城を築いてより城下町の基礎がつくられ、大正 13 年 10 月に市制施行し、全国 100 番目の市として鶴岡市が誕生しました。

平成 17 年 10 月には鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町の 6 市町村が合併して、人口 14 万 3 千人余の新鶴岡市として発足し、人口では山形市に次ぐ県内 2 位の市となりました。

(3) 現 況



庄内平野は全国有数の米の主産地であり、また、だちや豆、庄内柿、温海かぶなどの特産物や数多くの伝承野菜の生産にも力を入れるなど農業が盛んで、食文化の継承にも取り組んでいます。

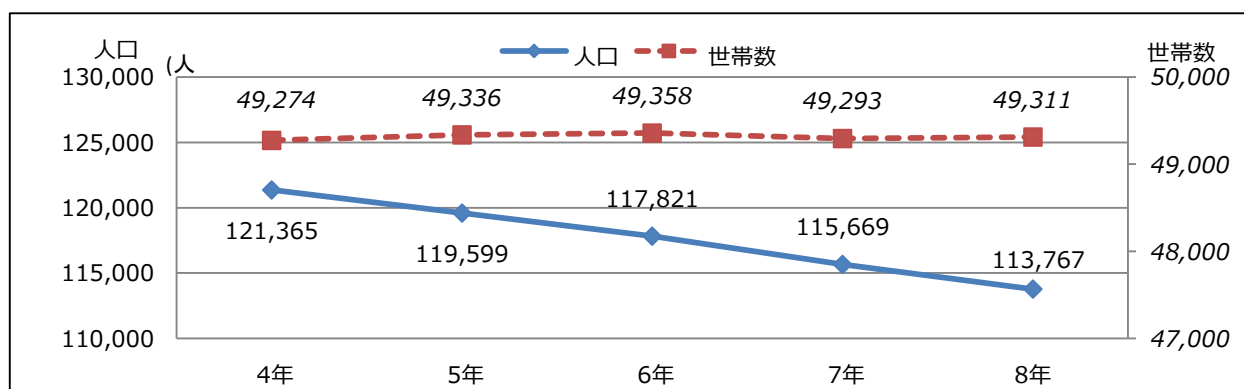
市内には広大な森林地帯と水源を抱えており、その中には古くからの信仰の山、出羽三山や、全国でも有数の温泉地であるあつみ温泉、湯野浜温泉、湯田川温泉があり、自然の恵み豊かな地域です。

また、何百年にもわたり地域住民により受け継がれてきた「黒川能」や「山戸能」をはじめとして、様々な伝統芸能が今もなお多くの地域で継承されていますが、このような歴史・文化を継承しつつも、慶応義塾大学先端生命科学研究所や大学・大学院等で、将来に向け取組まれている高度な研究・教育にも目を向け、市民と行政が力をあわせることで、活気にあふれ誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

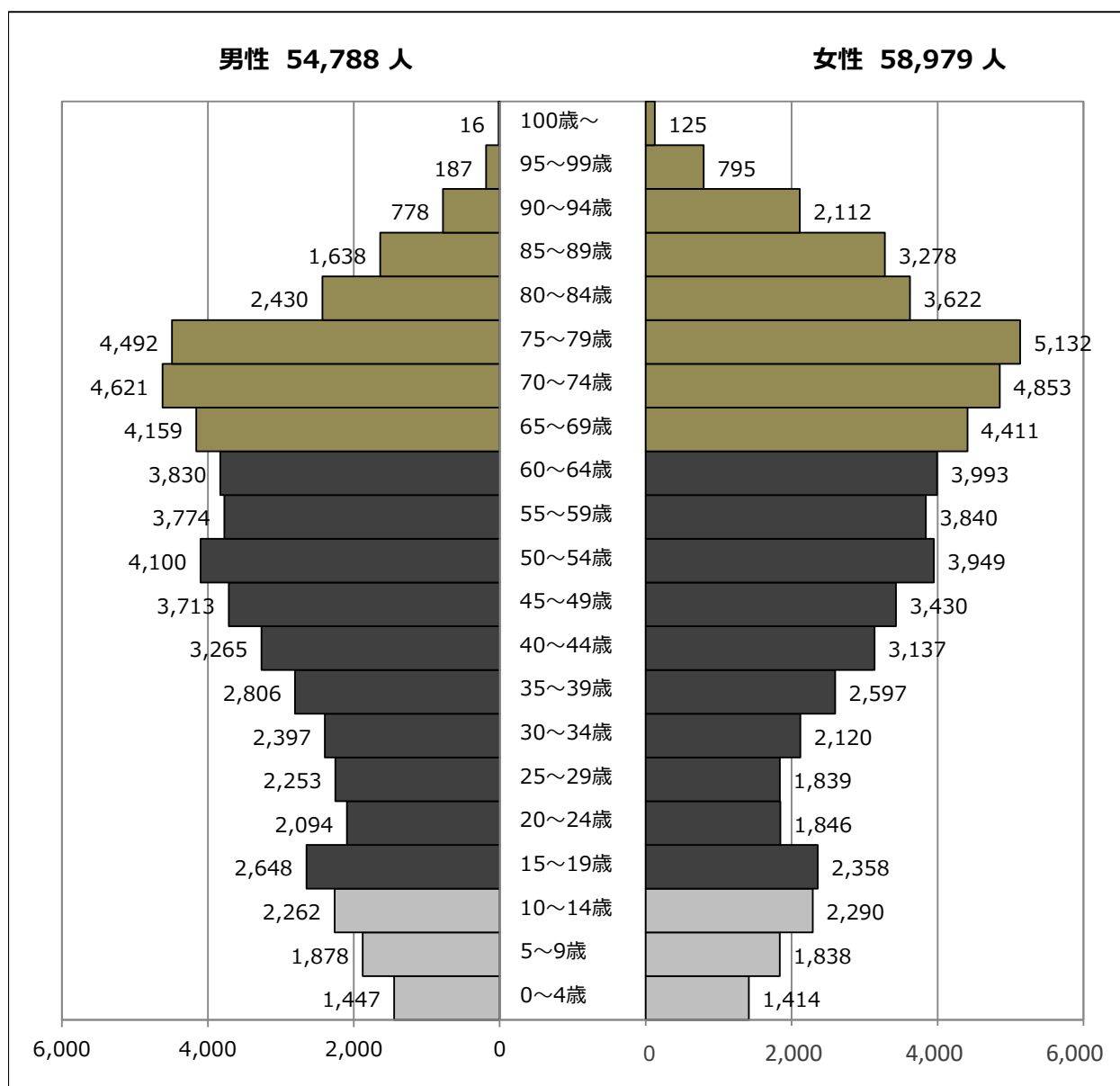
(4) 人口と世帯数

(出典：住民基本台帳)

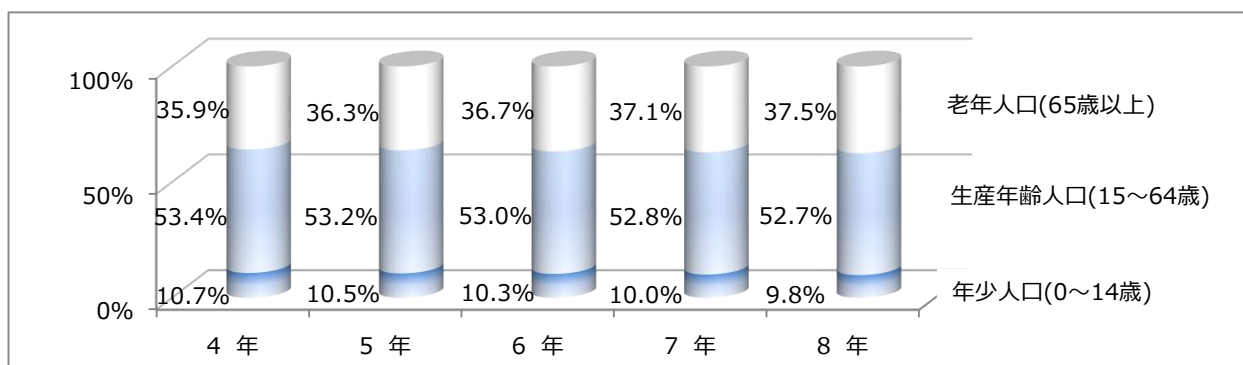
○各年3月31日現在の人口と世帯数の推移



○令和8年3月31日現在人口（113,767人）の人口ピラミッド



○年齢階級（3区分）別人口（各年3月31日現在）



年 齢	4 年			5 年			6 年			7 年			8 年		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
総 数	58,214	63,151	121,365	57,478	62,121	119,599	56,617	61,204	117,821	55,635	60,034	115,669	54,788	58,979	113,767
年 少 人 口	6,609	6,390	12,999	6,369	6,220	12,589	6,111	6,016	12,127	5,813	5,802	11,615	5,587	5,542	11,129
0～4歳	1,833	1,757	3,590	1,765	1,694	3,459	1,665	1,610	3,275	1,533	1,512	3,045	1,447	1,414	2,861
5～9歳	2,173	2,216	4,389	2,118	2,136	4,254	2,025	2,055	4,080	1,997	1,959	3,956	1,878	1,838	3,716
10～14歳	2,603	2,417	5,020	2,486	2,390	4,876	2,421	2,351	4,772	2,283	2,331	4,614	2,262	2,290	4,552
生 産 年 齢 人 口	33,205	31,578	64,783	32,688	30,939	63,627	32,098	30,304	62,402	31,446	29,660	61,106	30,880	29,109	59,989
15～19歳	2,872	2,526	5,398	2,835	2,463	5,298	2,753	2,406	5,159	2,698	2,353	5,051	2,648	2,358	5,006
20～24歳	2,392	1,984	4,376	2,350	1,923	4,273	2,334	1,961	4,295	2,195	1,889	4,084	2,094	1,846	3,940
25～29歳	2,397	2,038	4,435	2,428	1,982	4,410	2,321	1,945	4,266	2,264	1,894	4,158	2,253	1,839	4,092
30～34歳	2,620	2,456	5,076	2,542	2,380	4,922	2,505	2,242	4,747	2,513	2,202	4,715	2,397	2,120	4,517
35～39歳	3,230	3,047	6,277	3,099	2,920	6,019	3,003	2,823	5,826	2,858	2,712	5,570	2,806	2,597	5,403
40～44歳	3,640	3,385	7,025	3,587	3,334	6,921	3,455	3,266	6,721	3,347	3,175	6,522	3,265	3,137	6,402
45～49歳	4,040	3,945	7,985	3,927	3,813	7,740	3,877	3,688	7,565	3,822	3,558	7,380	3,713	3,430	7,143
50～54歳	3,955	3,877	7,832	3,996	3,896	7,892	4,076	3,934	8,010	4,085	3,954	8,039	4,100	3,949	8,049
55～59歳	3,806	3,903	7,709	3,779	3,871	7,650	3,748	3,845	7,593	3,732	3,806	7,538	3,774	3,840	7,614
60～64歳	4,253	4,417	8,670	4,145	4,357	8,502	4,026	4,194	8,220	3,932	4,117	8,049	3,830	3,993	7,823
老 年 人 口	18,400	25,183	43,583	18,421	24,962	43,383	18,408	24,884	43,292	18,376	24,572	42,948	18,321	24,328	42,649
65～69歳	4,795	4,941	9,736	4,611	4,702	9,313	4,493	4,678	9,171	4,336	4,540	8,876	4,159	4,411	8,570
70～74歳	5,247	5,485	10,732	5,164	5,490	10,654	5,045	5,331	10,376	4,847	5,077	9,924	4,621	4,853	9,474
75～79歳	3,176	4,049	7,225	3,446	4,212	7,658	3,694	4,362	8,056	4,006	4,684	8,690	4,492	5,132	9,624
80～85歳	2,510	4,138	6,648	2,479	3,958	6,437	2,518	3,998	6,516	2,582	3,907	6,489	2,430	3,622	6,052
85～89歳	1,797	3,550	5,347	1,793	3,548	5,341	1,710	3,461	5,171	1,654	3,372	5,026	1,638	3,278	4,916
90～94歳	724	2,225	2,949	771	2,202	2,973	790	2,187	2,977	771	2,099	2,870	778	2,112	2,890
95～99歳	138	675	813	147	728	875	148	736	884	169	769	938	187	795	982
100歳～	13	120	133	10	122	132	10	131	141	11	124	135	16	125	141

○人口動態（「山形県社会的移動人口調査」より）

	自 然 動 態			社 会 動 態			増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
4年度	624	2,094	△ 1,470	2,597	2,858	△ 261	△ 1,731
5年度	568	2,053	△ 1,485	2,589	2,861	△ 272	△ 1,757
6年度	509	2,127	△ 1,618	2,488	3,022	△ 534	△ 2,152
7年度	501	1,974	△ 1,473	2,502	2,931	△ 429	△ 1,902

2 健康福祉部の機構と職員数

令和8年4月1日現在

健康福祉部	413 (228)	地域包括ケア推進課	26	(10)	医療・地域福祉担当	5	(1)	生活支援コーディネーター	1	(1)
					在宅福祉担当	6	(1)	介護予防支援員	4	(4)
					地域包括ケア・ 介護予防担当	14	(8)	認知症地域支援推進員	1	(1)
								認知症ケア支援員	1	(1)
								自立支援推進員	1	(1)
		健康課	70	(24)	保健総務担当	5	(1)	妊産婦支援員	1	(1)
					すくすく親子担当	18	(4)	産褥期訪問支援員	1	(1)
					予防接種担当	8	(4)	栄養士	5	(5)
					健康増進担当	29	(13)	保健師	1	(1)
					メンタルヘルス担当	7	(2)	訪問看護師	3	(3)
福祉課	46	(16)	地域福祉係	6	(3)	精神保健福祉士・相談支援員	2	(2)		
			障害福祉係	13	(5)	障害支援区分認定調査員	3	(3)		
			生活福祉係	26	(8)	レセプト点検員	1	(1)		
						就労支援員	1	(1)		
						面接相談員	1	(1)		
長寿介護課	30	(18)	総務担当	7	(1)	健康管理支援員	1	(1)		
			保険料担当	2	(0)	中国残留邦人支援相談員	1	(1)		
			認定担当	17	(15)					
			介護保険適正担当	3	(2)	要介護認定調査員	11	(11)		
						介護保険適正推進員	2	(2)		
子育て推進課	210	(137)	子育て推進課	20	(7)	納付相談員	1	(1)		
			こども未来政策推進室	1	(0)					
			かたばみ保育園	48	(35)					
			西部保育園	45	(33)					
			南部保育園	70	(48)	母子保健支援員	1	(1)		
こども家庭センター	24	(14)	母子支援担当	5	(3)	母子保健コーディネーター	2	(2)		
			子育て・発達支援担当	11	(7)	子育て支援員	6	(6)		
			要保護・ひとり親担当	7	(4)	子育て支援利用者支援員	1	(1)		
						母子・父子自立支援員	1	(1)		
						女性相談支援員				
国保年金課	30	(7)	国保医療担当	24	(6)	家庭相談員	2	(2)		
			国民年金担当	5	(1)	ヤングケアラーコーディネーター	1	(1)		
藤島庁舎	地域づくり推進課	14	(0)	健康福祉担当	7	(0)	第三者行為求償支援員	1	(1)	
				市民国保年金・環境担当	6	(0)				
羽黒庁舎	地域づくり推進課 (くらしサポート室)	14	(0)	健康福祉・環境担当	8	(0)				
				市民国保年金担当	5	(0)				
櫛引庁舎	地域づくり推進課	14	(1)	健康福祉・環境担当	8	(0)				
				市民国保年金担当	5	(1)				
朝日庁舎	地域づくり推進課	10	(0)	健康福祉担当	5	(0)	国民健康保険上田沢診療所			
				市民国保年金担当	4	(0)				国民健康保険大網診療所
温海庁舎	地域づくり推進課	14	(0)	健康福祉担当	8	(0)				
				市民国保年金・環境担当	5	(0)				

3 健康福祉部 事務分掌

(1) 地域包括ケア推進課

1. 地域包括ケアシステムの推進に関すること
2. 健康福祉部内の各種連携調整会議に関すること
3. 相談支援体制全体の統括調整に関すること
4. 地域医療連携に関すること
5. 在宅医療・介護連携推進に関すること
6. 地域福祉計画に関すること
7. 生活支援体制整備に関すること
8. 社会福祉法人及び民間福祉団体の連絡調整並びに育成指導に関すること
9. 社会福祉法人の認可事務等に関すること
10. 社会福祉の総合調整に関すること
11. 高齢者福祉に関すること
12. 老人福祉法による援護、育成又は更生の措置に関すること
13. 高齢者在宅福祉サービスの推進に関すること
14. 高齢者住宅等整備資金に関すること
15. 養護老人ホーム等への入所判定に関すること
16. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進に関すること
17. 敬老事業に関すること
18. 高齢者虐待防止、成年後見等の権利擁護に関すること
19. 地域包括支援センターの運営に関すること
20. 認知症対策の推進に関すること
21. 地域ケア会議に関すること

(2) 健康課

1. 保健施策の推進に関すること
2. 保健・医療・福祉の連携に関すること
3. 健康プランの推進に関すること
4. 救急医療対策に関すること
5. 休日夜間診療所・休日歯科診療所の維持管理に関すること
6. 感染症の予防に関すること
7. 地域保健活動の推進及び保健師活動の統括に関すること
8. 保健指導及び保健師活動に関すること
9. 保健衛生推進組織の育成、支援に関すること
10. 公衆浴場に関すること
11. 狂犬病予防に関すること
12. 動物愛護に関すること
13. 飲料水に関すること
14. 献血推進事業に関すること
15. 市総合保健福祉センターに関すること
16. 母子保健の推進に関すること
17. 妊産婦及び乳幼児の健康づくりに関すること
18. 乳幼児健康診査に関すること
19. 予防接種に関すること

20. 生活習慣病及びがんの予防に関すること
21. 食生活及び生活習慣の改善に関すること
22. 健康づくりの推進に関すること
23. 健康教育、相談事業に関すること
24. 結核の予防に関すること
25. 特定健診・特定保健指導に関すること
26. 健康診査事業に関すること
27. がん検診及び受診向上対策に関すること
28. 訪問指導事業に関すること
29. 高齢者の健康づくりの推進及び介護予防に関すること
30. こころの健康づくり及び自殺対策の推進に関すること

(3) 福 祉 課

地域福祉係	1. 民生児童委員に関すること 2. 社会福祉法人認可事務等に関すること 3. 戦没者等の遺族に関すること 4. 災害援護に関すること 5. 日本赤十字社に関すること 6. 保護司会、社会を明るくする運動に関すること
障害福祉係	1. 障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること 2. 障害者施策推進協議会に関すること 3. 障害者地域自立支援協議会に関すること 4. 更生援護、障害福祉サービスの給付や支援等に関すること 5. 特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給に関すること 6. 障害児者の社会参加、虐待防止、権利擁護等に関すること 7. 市立障害福祉施設の管理運営に関することに 8. 指定特定相談支援事業所等の指定に関すること
生活福祉係	1. 生活保護法による援護、更生の措置に関すること 2. 保護金品の支給に関すること 3. 医療券、介護券、各種診療要否意見書の発行に関すること 4. 中国残留邦人支援に関すること 5. 行旅病人、行旅死亡人の取扱いに関すること 6. 住居確保給付金の支給に関すること 7. 生活困窮者自立支援法に関すること

(4) 長寿介護課

1. 介護保険事業計画に関すること 2. 介護保険事業の推進に関すること 3. 介護保険の給付に関すること 4. 介護サービス事業所の指定及び指導に関すること 5. 介護保険要介護認定等に関すること 6. 介護認定審査会に関すること 7. 介護保険料に関すること 8. 社会福祉法人認可事務等に関すること

(5) 子育て推進課

1. 児童手当に関すること
2. 特別児童扶養手当に関すること
3. 児童福祉法による保育の実施及び費用に関すること
4. 児童福祉法による措置及び費用に関すること
5. 児童福祉施設の助言指導に関すること
6. 市児童福祉施設の管理運営に関すること
7. 届出保育施設等の助言指導に関すること
8. 社会福祉法人認可事務等に関すること
9. 放課後児童健全育成事業に関すること
10. 子ども・子育て支援法による給付に関すること
11. 地域型保育事業に関すること
12. 乳児等通園支援事業に関すること

こども家庭センター

1. 児童家庭相談に関すること
2. 児童虐待防止に関すること
3. ファミリー・サポート・センター事業に関すること
4. 乳幼児発達支援に関すること
5. 妊産婦及び子育ての相談・支援に関すること
6. 母子健康手帳の交付に関すること
7. 児童扶養手当に関すること
8. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること
9. 女性の保護及び相談に関すること

(6) 国保年金課

1. 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関すること
2. 国民健康保険の保険給付に関すること
3. 国民健康保険の保健事業に関すること
4. 国民健康保険運営協議会に関すること
5. 国民健康保険事業の統計に関すること
6. 後期高齢者医療被保険者の資格の取得及び喪失に関すること
7. 後期高齢者医療保険料に関すること
8. 国民健康保険の診療報酬明細書の点検に関すること
9. 国民健康保険及び後期高齢者医療の特別会計に関すること
10. 重度心身障害児及び重度心身障害者医療給付に関すること
11. 子育て支援医療給付に関すること
12. ひとり親家庭等医療給付に関すること
13. 未熟児養育医療給付に関すること
14. 国民年金の申請及び諸届の審査及び進達に関すること
15. 国民年金の相談に関すること
16. その他国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、未熟児医療及び国民年金に関すること

(7) 地域庁舎 地域づくり推進課（藤島・羽黒・櫛引・温海・朝日）

※健康福祉部の担当業務のみ記載

1. 生活保護に関すること
2. 障害者（身体・知的・精神）福祉に関すること
3. 社会福祉協議会及び関係諸団体との連絡調整に関すること
4. 民生児童委員に関すること
5. 行旅病人・死亡人に関すること
6. 敬老事業に関すること
7. 日本赤十字社に関すること
8. 援護業務に関すること
9. 保護司会、社会を明るくする運動に関すること
10. 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること
11. 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること
12. 児童福祉及び子育て支援に関すること
13. 保育所に関すること
14. 放課後児童クラブに関すること
15. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること
16. 老人福祉及び老人福祉施設の整備、指導に関すること
17. 介護保険事業に関すること
18. 高齢者介護予防事業に関すること
19. 老人福祉法による援護、育成又は更生の措置に関すること
20. 高齢者在宅福祉サービスの推進に関すること
21. 高齢者住宅整備資金貸付事業に関すること
22. 高齢者・障害者住宅整備資金融資あっせんに関すること
23. 母子保健事業に関すること
24. 成人保健事業に関すること
25. 高齢者保健事業に関すること
26. 予防接種事業に関すること
27. 精神保健に関すること
28. 結核・感染症予防事業に関すること
29. 食生活・生活習慣の改善及び健康づくりの推進に関すること
30. 保健福祉推進員に関すること
31. 狂犬病予防事業に関すること
32. 献血推進事業に関すること
33. 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関すること
34. 国民健康保険の保険給付に関すること
35. 国民健康保険の保健事業に関すること
36. 国民健康保険診療所に関すること
37. 後期高齢者医療被保険者の資格の取得及び喪失に関すること
38. 後期高齢者医療保険料に関すること
39. 国民健康保険及び後期高齢者医療の特別会計に関すること
40. 重度心身障害児及び重度心身障害者医療給付に関すること
41. 子育て支援医療給付に関すること
42. ひとり親家庭等医療給付に関すること
43. 国民年金の申請及び諸届の審査及び進達に関すること
44. 国民年金の相談に関すること

（朝日庁舎）

- | | | |
|-----|--------------------------------|------------------|
| 45. | 藤島ふれあいセンターの管理運営に関する事 | (藤島庁舎) |
| 46. | 藤島児童館の管理運営に関する事 | (藤島庁舎) |
| 47. | 藤島総合交流促進施設(長沼温泉ぼっぼの湯)管理運営に関する事 | (藤島庁舎) |
| 48. | 鶴岡市高齢者活動センターの管理運営に関する事 | (櫛引庁舎) |
| 49. | ことばの教室「おはなしルーム」に関する事 | (櫛引庁舎) |
| 50. | くしびき温泉ゆ〜Townの管理運営に関する事 | (櫛引庁舎) |
| 51. | 鶴岡市高齢者等活動支援施設の管理運営に関する事 | (朝日庁舎) |
| 52. | 福祉バスの運行計画に関する事 | (温海庁舎) |
| 53. | 高齢者生活福祉センターの運営に関する事 | (櫛引庁舎、朝日庁舎、温海庁舎) |
| 54. | フレイル予防事業に関する事 | (藤島庁舎、櫛引庁舎、朝日庁舎) |
| 55. | かたくり温泉ぼんぼの運営支援に関する事 | (朝日庁舎) |

4 令和 8 年度 鶴岡市健康福祉部運営方針

本市の令和 8 年 3 月末の人口は 113,767 人、高齢化率は 37.49%と前年比 0.39 ポイント上昇しています。人口減少と少子高齢化の進展による、社会環境や経済状況などの変革に伴い、市民の生活課題も複雑化・多様化するとともに、内容も深刻化しています。生活困窮、認知症、発達障害、ひきこもり、虐待、自殺、孤独・孤立などの対応も含め、医療や福祉、介護に関するニーズはこれまでになく多様なものとなっております。また、切れ目のない子育て支援やこども施策に社会全体で取り組むことの重要性も高まっております。

そのような中、第 2 次鶴岡市総合計画後期基本計画では、目指す都市像に「ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統の町 鶴岡」を掲げ、その下に 5 つの加速化アクションとして「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」、「SDGs 未来都市の実現」を設定して、その具現化に取り組んでいるところです。

先に述べた生活課題の複雑化等に加え、物価の高騰や担い手の不足など、健康福祉分野を巡る環境には厳しいものがありますが、保健、医療、介護、福祉の各分野と連携を強化し、地域資源を最大限有効活用しながら現下の状況に適切に対応していく必要があります。

令和 8 年度はこうした状況を踏まえ、以下のとおり各般の事業を展開してまいります。

地域包括ケアの推進については、誰一人取り残されることなく、人と人とがつながり、地域全体で支え合う共生のまちづくりを推進します。重層的支援体制整備事業の推進を通して、現行の介護、障害、子ども、生活困窮の各分野の制度の狭間で支援が届かない方や複雑・複合的な課題を抱える方に対応する、属性を問わない包括的な支援体制づくりを進めます。また、今般策定した鶴岡市地域福祉計画ならびに重層的支援体制整備事業実施計画の基本施策を着実に実行するため、地域共生社会推進委員会を設置し、計画の進捗管理及び地域課題の解決を図っていきます。

地域包括ケアの重要な構成要素である地域医療については、新たな地域医療構想の動向に注視しながら、在宅医療・介護連携推進事業の各種事業を効果的に実施し、行政、医療機関、福祉事業所など関係機関の連携を強化するとともに、顔の見えるネットワークの構築や在宅医療の充実を図ります。また、鶴岡市地域医療市民アクションプランに基づき、地域医療市民勉強会を実施し、市民自身が自分の健康を守り、また地域医療を守り、そして医療従事者と、こころ通い合う地域医療が実現できるよう、その取組を推進します。

災害時に自力での避難が困難な方等への支援については、要支援者と自主防災組織等の支援者とが、具体的な避難の方法等についてあらかじめ定めておく、「避難行動要支援者個別支援計画」について福祉専門職の力を借りながら、全市的な作成を推進します。

高齢者福祉については、「鶴岡市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」の基本理念である「ずっとここで暮らしたい 支え合う地域共生社会の実現」に基づき、地域包括ケアシステムの構築と深化・推進を図ります。

住み慣れた地域で安心して暮らすため、高齢者の心身の多様な課題に対応し、フレイルのおそれのある後期高齢者を切れ目なく支援するために関係各課と連携した「高齢者の保

健事業と介護予防の一体的実施」に取り組みます。

地域の総合相談の拠点である地域包括支援センターの機能の充実・強化を図るとともに、各地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心とした、介護予防の推進のための住民主体の通いの場づくりや、移動支援といった地域の支え合い活動の創出など、高齢者等の生活支援体制の充実を図ります。

認知症対策については、「共生社会を実現するための認知症基本法」に基づき、認知症になっても希望を失わず誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう、共生と予防の施策を推進します。

高齢者等の権利擁護については、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき設置した中核機関を中心とし、関係機関が連携した権利擁護支援体制を構築し、制度の利用が必要な高齢者が尊厳を持って暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。

介護保険については、令和8年度が第9期介護保険事業計画の最終年度であることから、人口減少や高齢化の進展、介護人材不足といった課題に対応し、2030年以降の需要増に備えた持続可能な介護保険制度を目指します。

次期計画となる第10期介護保険事業計画策定に向け、令和7年度に実施した在宅介護実態調査等の各種基礎調査及び、地域診断を活用し、サービス提供体制を整え、要介護認定の迅速化、介護給付の適正化、人材確保や事業所支援、制度の周知啓発、働き方改革等に取り組むことで、制度の信頼性を高め、市内のどこにいても必要な介護サービスが受けられる環境づくりを進めます。

保健施策については、「いきいき健康つるおか21プラン（第2次）」（計画期間R7～R12）に基づき、市民一人ひとりのこころと体の健康の保持増進に向け、計画的に取組を進めます。地域の健康課題を把握し、それぞれの地域の実情に応じた健康づくり活動を推進します。

母子保健分野では、安心して出産・子育てができるように、関係部署が連携し、切れ目のない支援を行います。子どもの特性を就学前に発見し、適切な支援につなげ、その後の小学校生活が円滑に送れるよう、新たに5歳児健康診査を実施するとともに、健診後のフォローアップ相談会を実施します。また、不妊治療を受ける方に対し、生殖補助医療が受けやすい環境づくりを推進します。子育て応援ギフト事業を継続実施し、親子の愛着形成や生活習慣の確立を目指します。

予防接種については、予防接種法に基づいた安全で適正な予防接種の実施により、感染症の発生やまん延防止対策を推進します。新たに定期予防接種化されたRSウイルス感染症予防接種（母子免疫ワクチン）への助成を行い、小児の下気道疾患予防を図ります。

また、高校生までを対象とするインフルエンザ任意予防接種への費用助成を継続実施し、発病および感染時の重症化を予防するとともに、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

健康増進分野については、がん、心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の発症を予防するため、定期的な各種健（検）診、精密検査の受診を勧奨します。また、次世代（子ども）や女性の健康づくりやライフステージに対応した心身の健康づくりを推進します。

特に働き盛り世代をターゲットに、職域と連携した取組等により正しい知識の普及啓発を図ります。高齢者については、団体等の健康づくり活動の取組を支援するとともに、要介護状態になることを防ぎ、活動的な高齢期を迎えることができるようロコモティブシンドロームをはじめとするフレイル予防の取組を行うことにより、生涯にわたる健康づくりを推進します。

こころの健康づくりについては、「第2期いのち支える鶴岡市自殺対策計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化、こころの健康に関する周知啓発と相談支援体制の充実、自殺対策を支える人材の育成等により、誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指し、生きることへの包括的支援を推進します。また、継続して児童生徒へのこころの教育等に関係機関と連携して取り組みます。

歯科口腔保健については、生涯を通じた歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上のため、ライフステージに応じた健康教育等により正しい知識の普及啓発に取り組みます。

地域福祉については、民生児童委員協議会連合会の自主運営を尊重し、関係課や関係団体等との連携を図ります。あわせて、民生児童委員サポーター制度の活用により、民生児童委員の負担軽減及びなり手不足の解消を図り、民生児童委員の欠員解消を円滑に進めていきます。また、「鶴岡市再犯防止推進計画」に基づき、罪を犯した人の社会復帰の支援や犯罪のない安心安全な地域社会の実現を目指し、関係機関と連携した再犯防止施策を推進します。さらに、福祉バス運行事業について利用対象団体に学童保育所を追加し、地域福祉活動を活性化させるとともに、車両への有料広告による財源確保を行い、事業運営の安定化を図ります。

障害福祉については、鶴岡市総合計画、第3次鶴岡市障害者保健福祉計画に基づき、障害児者や家族を支援するための施策を進めていきます。障害福祉サービスについては、適切な計画相談支援や支給決定ガイドライン、障害区分認定調査の充実・強化により、適切な給付を行います。また、障害児者の自立生活を支援するため、障害児者の支援ネットワークである障害者地域自立支援協議会において、個別ケース会議や部会の充実を図り、多職種・多機関との連携・情報共有と課題解決に向けた協議を行い、医療的ケア児者等支援事業の継続により、事業の周知及び利用の定着を図っていきます。

生活福祉については、生活保護相談や生活保護申請数の動向に注視し、生活保護に至るまでの分析から援助方針を定め、自立助長に向けた支援を行います。また、相談業務におけるデジタル化を推進し、支援の強化を図ります。生活困窮者自立支援事業では、鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」による相談支援や、就労準備支援事業との一体的な支援を図っていきます。また、貧困連鎖防止のための子どもの生活・学習支援事業を継続して実施します。

児童福祉については、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化などにより、こどもや子育てを取り巻く環境が日々変化している中、令和7年度からの5年間を計画期間とする「つるおかし こどもプラン」に基づき、こどもまんなか社会の実現を目指してこども施策に総合的に取り組むとともに、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の提供体制を計画的に推進していきます。

こどもや若者の意見を聞く機会としてこども会議を開き、社会参画を推進するとともに、その意見を施策に反映した遊び場の整備やこどもの居場所づくりを進めます。

また、子育て支援サービスの充実のため、保育士等の処遇改善と人材バンク事業等での人材確保により保育体制を強化し、就学前の教育・保育環境、及び放課後児童健全育成事業の充実を図り、仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成を推進します。

放課後児童対策においては、放課後児童クラブ整備方針に基づき、児童が安全に、安心して生活できる場の整備と受け皿の確保を進めます。

児童手当制度の適切な運用とともに、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当等の適正な対応と自立に向けた支援を継続し、児童の福祉の増進を図ります。

こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもに対する一体的な相談支援体制の強化により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。

また、発達障害児や要保護児童、ヤングケアラー、困難を抱える女性に対し、関係機関と連携し、早期対応、継続的支援を行います。

国民健康保険は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市は資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などの被保険者に身近な業務を担っています。県や関係機関との連携を図り、的確な情報収集を行い財源の確保に努め、被保険者への影響を極力抑えながら安定した運営に努めます。

令和 8 年度の主な制度改正として、子ども・子育て支援金徴収と高額療養費制度の見直しが行われます。子ども・子育て支援金制度は、段階的導入となっていることから、国保税率の見直しを継続して行います。高額療養費制度の見直しは、被保険者負担に影響があることから、制度内容の周知と丁寧な説明に努めます。

保健事業にあたっては、令和 6 年 3 月に策定した第 3 期国民健康保険データヘルス計画の中間見直しを行い、効率的かつ効果的な特定健康診査・保健指導等を実施するほか、国保データベース（K D B）システムの有効活用により、地域の医療費分析や健康課題の把握に努め、きめ細かな取組を行います。

また、ジェネリック医薬品の使用率向上に向けた差額通知の送付、柔道整復施術療養費支給申請書の保険者点検の充実、医療費の適正化に向けた取組を積極的行います。

令和 6 年 12 月からのマイナ保険証（健康保険証利用登録済のマイナンバーカード）の導入に伴い、国民健康保険の資格の得喪手続きに関する周知について、より一層努めます。また、資格確認書及び資格情報のお知らせの更新事務及び国保への新規加入者への対応に関し、適切な事務処理に努めます。

後期高齢者医療保険については、75 歳以上（65 歳以上で一定の障害のある方）を対象とする医療保険制度で、その運営は、都道府県ごとに全ての市町村が加入する広域連合で行いますが、広域連合と市町村が連携し、役割分担のもと、事務を行っています。令和 8 年度は 2 年ごとに定める保険料率の改定年度になっており、所得割率が 9.63%、均等割額が年額 52,500 円、賦課限度額が 85 万円になりました。令和 8 年度から施行される子ども・子育て支援金分の所得割率は 0.25%、均等割額は年額 1,373 円、賦課限度額は 2 万 1 千円になりました。今回の改定等により、保険料の負担増が生じることから、均等割の 7 割軽

減を 7.2 割軽減とする 2 年間の特例措置を行うことになりました。

保険料の改定等については十分な周知を行うとともに、問い合わせ等への丁寧な説明を行い、被保険者の制度理解に努めます。

マイナ保険証の導入以降、後期高齢者については、マイナ保険証保有の有無に関わらず、資格確認書の職権交付を行っていますが、令和 8 年 8 月の年次更新以降は対応方針が見直され、85 歳以上の被保険者とマイナ保険証の利用実績が要件を満たさない被保険者に職権交付を行う方針になるため、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行と合わせ、山形県後期高齢者医療広域連合と連携・協調しながら、適切な対応を図っていきます。

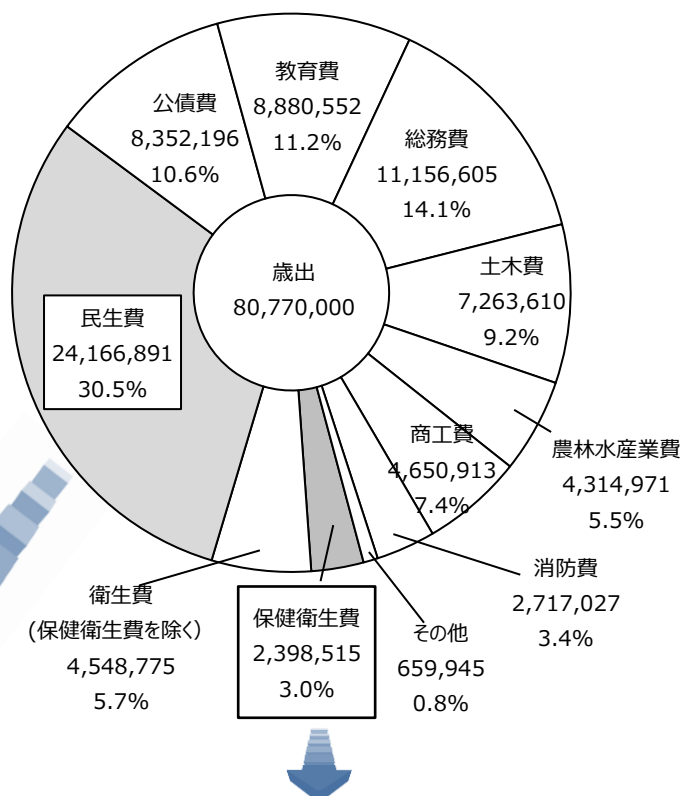
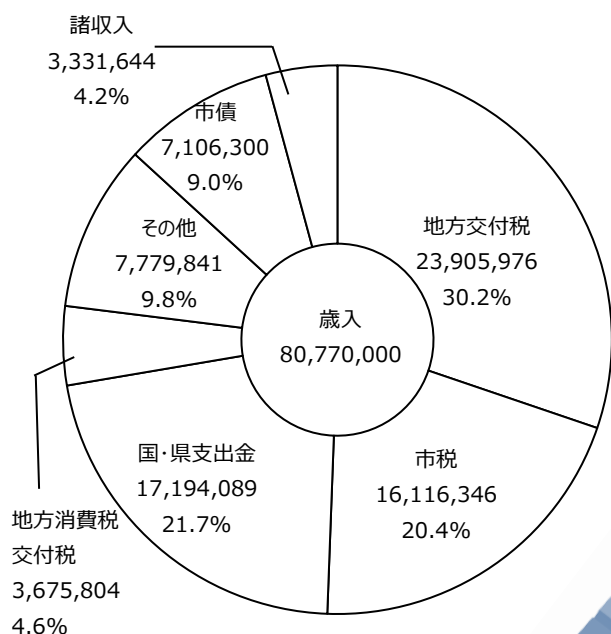
国民年金事業については、日本年金機構から貸与されている「ねんきんネットWM」等の活用を図り適正な資格管理に努めるとともに、所得情報や年金情報の受渡しに係る個人情報取り扱いに常に細心の注意を払いながら、市民の利便性の向上と事務の効率化を図ります。また、令和 8 年 10 月の国民年金保険料の「育児期間免除制度」創設に伴い、これまで以上に制度周知ときめ細かな対応に努めます。

福祉医療給付事業については、重度心身障害（児）者医療、ひとり親家庭等医療、子育て支援医療、未熟児医療の各制度の適正な運用により医療費の助成を行います。

5 鶴岡市における社会福祉のための経費

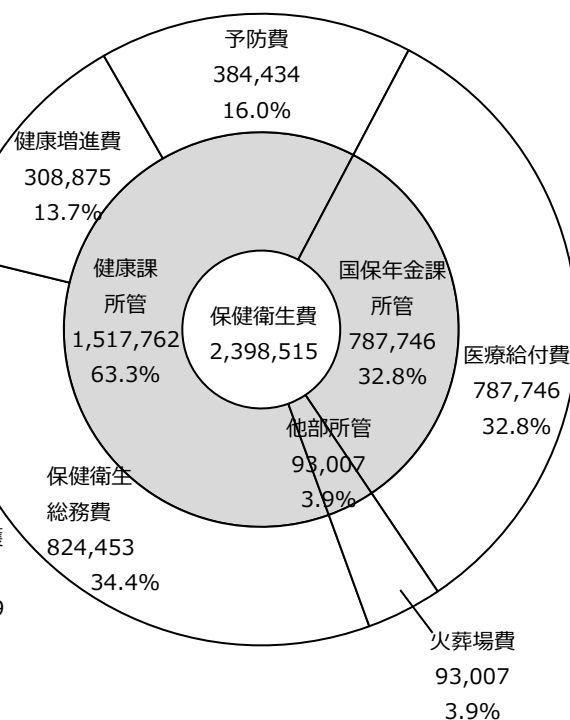
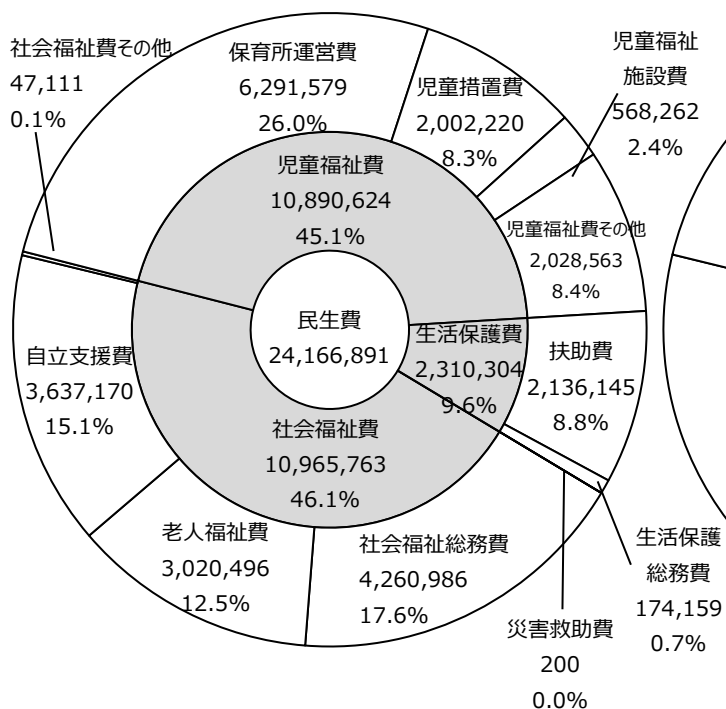
【令和7年度 鶴岡市一般会計当初予算】

(単位：千円)



【民生費の内訳】

【保健衛生費の内訳】



1. 民生費及び保健衛生費の一般会計当初予算に占める割合の推移

(単位：千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
一 般 会 計	71,773,000	70,700,000	73,670,000	80,770,000	79,110,000
民 生 費 (比 率)	21,634,350 30.1%	21,441,388 30.3%	22,399,453 30.4%	23,782,430 29.4%	24,166,891 30.5%
保 健 衛 生 費 (比 率)	2,152,679 3.0%	2,348,613 3.3%	2,333,671 3.2%	2,321,348 2.9%	2,398,515 3.0%

満了後

2. 民生費の当初予算額の推移

(単位：千円)

項 目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
社会福祉費					
社会福祉総務費	3,908,165	3,894,493	4,153,014	4,263,228	4,260,986
身体障害者福祉費	31,657	30,530	28,655	28,657	25,789
知的障害者福祉費	—	—	—	—	—
国民年金費	4,767	3,505	35,416	4,704	21,322
老人福祉費	2,675,287	2,656,824	2,677,990	3,035,073	3,020,496
自立支援費	3,458,534	3,570,448	3,573,163	3,628,845	3,637,170
小 計	10,078,410	10,155,800	10,468,238	10,960,507	10,965,763
児童福祉費					
児童福祉総務費	1,142,678	1,175,955	1,191,094	1,357,068	1,415,467
保育所運営費	5,830,737	5,748,172	5,808,336	5,968,477	6,291,579
児童福祉施設費	444,723	355,186	856,976	547,331	568,262
児童措置費	1,584,804	1,528,207	1,479,151	2,099,067	2,002,220
母子福祉費	419,449	398,295	377,066	588,868	613,096
小 計	9,422,391	9,205,815	9,712,623	10,560,811	10,890,624
保護生活費					
生活保護総務費	134,025	139,506	148,486	162,680	174,159
扶助費	1,999,324	1,940,067	2,069,906	2,098,232	2,136,145
小 計	2,133,349	2,079,573	2,218,392	2,260,912	2,310,304
災害救助費	200	200	200	200	200
合 計	21,634,350	21,441,388	22,399,453	23,782,430	24,166,891

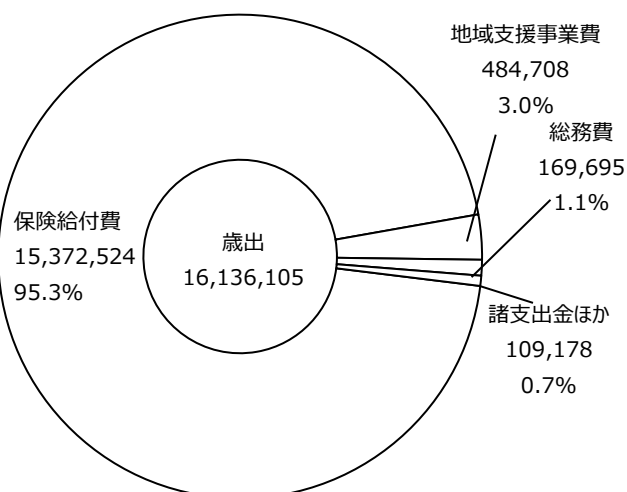
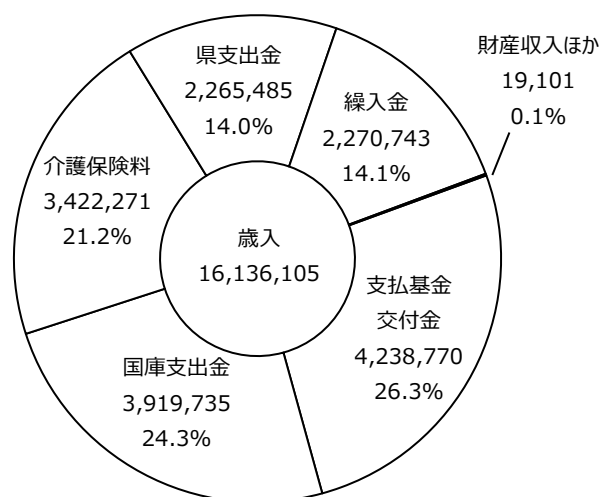
3. 保健衛生費の当初予算の推移

(単位：千円)

項 目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
保健衛生費					
保健衛生総務費	753,492	891,398	843,689	794,815	824,453
予防費	324,072	321,473	280,348	303,140	384,434
健康増進費	308,700	306,763	306,619	317,387	308,875
医療給付費	690,377	716,270	826,410	826,253	787,746
火葬場費	76,038	112,709	76,605	79,753	93,007
合 計	2,152,679	2,348,613	2,333,671	2,321,348	2,398,515

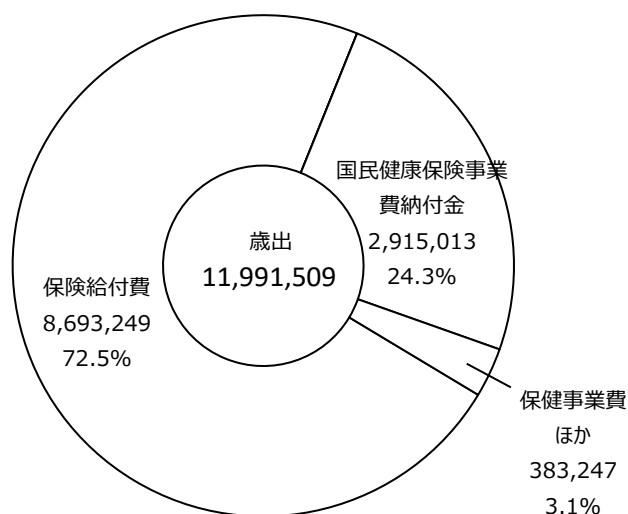
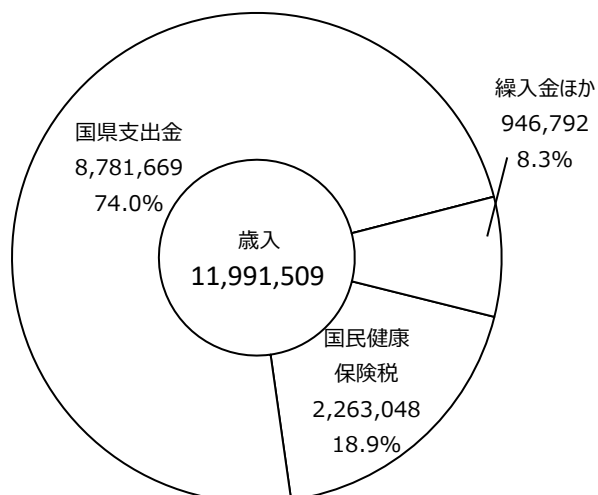
【令和8年度 鶴岡市介護保険特別会計当初予算】

(単位：千円)



【令和8年度 鶴岡市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算】

(単位：千円)



【令和8年度 鶴岡市後期高齢者医療保険特別会計当初予算】

(単位：千円)

